

令和5年第三回八丈町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和5年9月4日（月曜日）午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第55号 令和4年度八丈町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 第 3 議案第56号 令和4年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計利益の処分及び決算認定について
- 第 4 認定第 1号 令和4年度八丈町病院事業会計決算認定について
- 第 5 認定第 2号 令和4年度八丈町浄化槽設置管理事業会計決算認定について
- 第 6 報告第 7号 令和4年度八丈町水道事業会計継続費精算報告について
- 第 7 報告第 8号 専決処分事項の報告について（和解）
- 第 8 報告第 9号 専決処分事項の報告について（和解）
- 第 9 議案第57号 消防ポンプ自動車購入契約
- 第10 承認第14号 議員の派遣承認について（第72回全国漁港漁場大会）
- 第11 承認第15号 議員の派遣承認について（第34回東京都道路整備事業推進大会）
- 第12 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

出席議員（12名）

1番	真田幸久君	2番	浅沼隆章君
3番	奥山幸子君	4番	浅沼清孝君
5番	山下則子君	6番	金川孝幸君
7番	冲山昇君	8番	岩崎由美君
9番	浅沼碧海君	10番	山下巧君
11番	浅沼憲春君	12番	山本忠志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下 奉也 君	副町長	山越 整 君
公営企業 管理者	佐々木 眞理 君	教育長	佐藤 誠 君
総務課長	高野 秀男 君	住民課長	佐藤 真一 君
福祉健康 課長	小野 高志 君	福祉健康 課長補佐	大澤 知史 君
建設課長	瀬 筒国治 君	企業課長	菊池 拓 君
教育課長	菊池 良 君	消防長	堀本 敏彦 君
病務院長	菅原 宏幸 君	代表委員 監査委員	浅沼 拓仁 君
企画課長 財政係	佐々木 奏 君	企業課道係 水浄化槽係 主査	佐々木 謙一 君

事務局職員出席者

事務局長	高橋 太志 君	庶務係長	山本 良太 君
書記	佐藤 順一 君	書記 (録音)	高橋 美由紀 君

◎開議の宣告

○議長（山本忠志君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、令和5年第三回八丈町議会定例会2日目は成立いたしました。

議案説明のため、町長、副町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（山本忠志君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本忠志君） 日程第1、会議録署名議員に3番、4番議員を指名いたします。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第2、議案第55号 令和4年度八丈町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 書類番号5をお願いいたします。

議案第55号 令和4年度八丈町水道事業会計利益の処分及び決算認定について。

令和5年9月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、利益の処分について、議会の議決を求めます。また、同法第30条第4項の規定により、令和4年度八丈町水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

まず初めに、管理者から概要を申し上げます。

○議長（山本忠志君） 説明、公営企業管理者。

○公営企業管理者（佐々木真理君） おはようございます。

それでは、私のほうから決算認定をお願いするに当たりまして、各会計の概要を簡単に報告させていただきたいと思っております。それぞれのときに冒頭に説明をさせていただきます。

決算審査資料をご用意いただければと思っております。縦留めのものでございます。

まず、公営企業の経営に関しましては、全会計に共通することでございますけれども、依然として大変厳しい状況が続いております。一般会計からの基準内、また基準外の繰入れをいただきながら均衡を保っているという状況でございます。

また、コロナが落ち着いてきたこともありまして、一定の回復は見られますけれども、一方で、昨今の電気代や燃料費、その他の物価の上昇というのが経営を大変、さらに厳しくしているという状況が続いているという点をご理解いただければと思っております。

それでは、水道会計について説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。

水道会計におきましては、島の人口が減少していることに伴いまして、給水人口も前年度より100名ほど減少してございまして6,800人台となっております。

給水量につきましては108万立方メートルということで、数字上は前年度と変わってございません。しかしながら、給水人口の減少に伴い一般家庭の給水量は減っておりますが、口径の比較的大きなホテル関係や温泉施設、漁協さんなどの給水量が増えたために、全体としては前年並みが維持できたということでございます。

料金収入のほうですけれども、経済対策として官公庁を除く水道料金無料制度、これが令和4年8月から令和5年1月まで6か月間にわたって実施されてございます。その関係で、給水収益としては1億3,300万円で、前年比7,000万円の増となっております。前年につきましては無料期間が10か月ということで、そもそも4か月分、これが増えまして、一方一般会計の補助金はその分減額となっているというご理解をお願いいたします。

支出の部分でございまして、物件費のところをご覧いただきたいんですけども、物件費、動力費と書いているところがあると思っております。主に電気代のことですけれども、こちらが330万円ほど増加してございます。こういった物価の上昇が、この先さらに大きな負担になってくるのかなというふうに我々は見えてございます。

次に、施設改良費、設備投資の部分でございまして。総額で約10億4,000万円でございまして。

大川浄水場の改修が4億9,000万円、中央監視装置改修が2億5,600万円など、大規模事業が重なった関係でございます。

また、長期計画で実施してございます老朽管の更新等につきましては1億7,900万円でございますけれども、令和4年度末時点での水道管の耐震率でございますけれども、坂下が35%、坂上27%、全体でも32%ということでございまして、この先も長い計画で進めていかなければならないと思っているところでございます。

最後に、懸案でございました水道料金の改定につきましてはご承認をいただきましたので、この10月から平均で20%値上げをさせていただきます。水の使用量が平均的なご家庭、13ミリとか20ミリのところにおきましては、月当たり600円前後の値上げになると思っております。

この値上げによる増収分をしっかりと我々としましても蓄えていき、また、一層効率的な経営に取り組み、今後の設備投資に備えてまいりたいと考えているところでございます。

私からの概要は以上でございます。

詳細につきましては課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（山本忠志君） 説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） それでは、水道事業会計決算書をお願いいたします。

決算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度八丈町水道事業会計決算報告書。

収益的収入の決算額は4億6,828万4,244円になります。内訳といたしまして、第1項営業収益1億4,732万452円。令和3年度と比較いたしまして、消費税抜きで7,000万円ほど増額となっています。第2項営業外収益につきましては3億2,090万2,544円で、主に一般会計補助金が減となっています。第3項特別利益6万1,248円は、過年度損益修正益です。

次に、収益的支出の決算額につきましては4億2,771万6,391円となりました。内訳といたしましては、第1項営業費用4億906万8,444円、こちらは職員の人件費、施設維持管理費、減価償却費、固定資産除却費が主なものになります。第2項営業外費用1,861万8,670円、主に企業債の利息になります。第3項特別損失2万9,277円、これは過年度損益修正損になります。

次、2ページをお願いします。

資本的収入の決算額は8億477万3,000円で、内訳といたしましては、第1項企業債1億5,500万円、第2項一般会計繰入金7,418万4,000円、第3項国庫支出金7,283万2,000円、主

に大川浄水場改修事業に係るものです。第4項都支出金5億275万7,000円、こちらも大川浄水場改修に係るものになります。

資本的支出の決算額は11億7,404万1,849円。資本的支出の内訳としましては、第1項建設改良費10億3,957万2,800円、主な工事としましては配水管等布設工事ほか7件で、工事の状況は23ページからの令和4年度八丈町水道事業報告書の27ページに記載しております。第2項企業債償還金1億3,446万9,049円で、4年度末の水道事業の起債残高は22億2,817万9,051円となっています。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億6,926万8,849円は、繰越工事資金、当年度分消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金で補填いたしました。

次、3ページをお願いいたします。

損益計算書につきましては、1、営業収益、3、営業外収益、5、特別利益を合計した収益は4億3,745万9,512円で、2、営業費用、4、営業外費用、6、特別損失を合計した費用は4億2,453万2,583円となり、差引き1,292万6,929円の純利益がありました。その他未処分利益剰余金変動額と合わせると、当年度未処分利益剰余金は4,528万9,308円となっております。

次、4ページをお願いいたします。

下の表の剰余金処分計算書（案）ですが、当年度未処分利益剰余金4,528万9,308円のうち、4年度末純利益分1,292万6,929円を減債積立金へ積み立て、3,236万2,379円を資本金に組み入れるものです。

今後も安全な水を安定して供給するため、施設整備と維持管理に万全を期しながら事業を行っていきます。

続いて、令和4年度水道事業会計資金不足比率をご報告いたします。令和4年度についても資金不足はありませんでした。数値については、監査委員による令和4年度八丈町資金不足比率審査意見についてご確認ください。

以上で終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑に入る前に申し上げますが、発言者は、資料のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。質問はございませんか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 決算書の資料の24ページ、概況の中の総括事項の内容なんですけれども、議会のほうで何度か大川浄水場の基礎打ちの追加費用の件が話題になったんですけれども、こちらのほうが決算報告書のほうでも、また監査資料のほうでも一切触れられておりません。

かなり大きな問題だと私は考えておまして、そのときの責任問題を追及するというのではなくて、やはり反省事項として今後どうしていくべきだとか、どういう認識を持っているということはこちらの資料なり、それから監査の資料、双方で指摘すべき事項だと思いますけれども、その点の認識はいかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 確かに大川の件では、工事についていろいろ重要な案件がありましたが、今度の決算については工事の内容については触れておりません。今までもそうしてきたように、工事の内容については触れておりません。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） ほかの件でも申し上げていますが、前例がないからしなくていいということではなくて、やはり手続上、決してうまくは行っていなかったのは事実ですので、そういった反省を踏まえてきちんと記録として残して、また、監査のほうでもきちんと指摘して、今後の改善につなげるということが必要だと思いますけれども、どうお考えでしょうか。これは、企業課長もそうですし、町長のほうにもお答えいただきたい点です。

○議長（山本忠志君） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（佐々木真理君） 確かに、我々が想定した以上に経費がかかってきたという点では、町民の皆様等にもおわび申し上げなければならないと思ってございます。

しかしながら、工事というのはある程度設計した段階と違ってきて、多少の設計変更は生じるというのはご理解いただけたらと思います。そうはいいいましても、我々、業者さんと綿密な打合せができていなかったという部分があるのかなという点では、反省をしてございます。

これからどうしていくかというのは、なかなか難しいところではございますけれども、そういったことがないように、最小限にとどめるよう、今後努力してまいりたいと思っております。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） 今、多少とおっしゃいましたけれども6,000万というのは決して多少の額ではなくて、かなりの額だというふうに私は認識しておりますので、そのあたりの認識はきちんとそろえていただきたいというか、例えば100万、200万であれば、それは誤差の範囲と言えるかもしれませんが、元の金額が相当大きいので。ただ、6,000万というのはそれなりの金額で比率もそうですので、決してそれで、だから何も触れなくていいんだということにはならないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（佐々木真理君） 私、別に6,000万円が多少と言っているわけではなくて、工事の中でそういうことが起きるということを多少ということで申し上げたところでございまして、6,000万円、本当に大変な金額だと思っております。我々、これにつきましては十分反省をし、また業者ともしっかりとした設計ができるよう、打合せをしまいたいと思っております。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） きちんとお考えになっているとは思いますが、ですから逆に、そういうことをきちんと考えて対応しているということをきちんと表明していただきたい、広報をしていただきたいという意味を含めて、今後はこの場だけで、質問がなければ答えないではなくて、積極的に情報を開示して、そういう改善をしているということをお示しいただければと思います。こちらは要望です。

○議長（山本忠志君） それでは、そのほかの質問に移ります。

2 番。

○2 番（浅沼隆章君） 今ちょっと1 番議員とも関わる場所でもあるんですけども、水道事業の関係で、今回杭打ちの件で大幅な金額が出ました。そのことについての、今回に対しての責任追及ということは特にはないんですけども、今後、契約の内容をしっかりと改めるというお話があったと思うんですけども、そのことに関してもここには一切記載がないんです。

今後、こういう契約を結ぶ際の責任の所在をはっきりさせていくということを明記していくという考えがあるのか、改めてお伺いしたいんですけどもいかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 契約書を読みますと、ある程度の契約書としての書式はもう決ま

っておりますので、そこに新たにこういうことが起きた場合はこうするとか、そういうことを載せるというのはなかなか難しいかなというふうに考えています、今のところですね。なので、そこら辺は契約上の仕様書ですか、そちらのほうで何らかの形で載せていきたいなど考えております。

○議長（山本忠志君） そのほか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 細かいことなんですけれども、決算審査意見書の水道の12ページのむすびというところの中に、新型コロナウイルス感染症の影響による再事業化の可能性が低いことから、未収金額の増加が懸念されるとなっているんですけれども、コロナでお客さんとか商売が成り立たなくなって水道料金が払えなくなったり、そういうことが起きているとは思いますが、このことによって事業をやめた例というのはどれくらいあるんでしょうか。把握できていますか。

○議長（山本忠志君） 局長。

○議会事務局長（高橋太志君） こちらのむすびのほうなんですけれども、これは監査委員が記載したものなんです、この内容というのは補助金、結局無料にした期間が、水道無料期間があったので、その分を今度はこれから徴収していくことになります。そうすると、その分のところの徴収率が落ちるんじゃないかというところを記載したような形になっています。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） そうしたら未収金の部分で、水道のところに未収金がありますよね。その部分も関係している方々が懸念されるということなんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 局長。

○議会事務局長（高橋太志君） そうです。その部分と、あとこの大幅な増収になったというのは、補助金をもらったので結局未収金がなくなって全部収入、100%の収入になっていますから、その分のところをここに記載したというところでございます。

○議長（山本忠志君） 1番、よろしいですか。どうぞ。

○1番（真田幸久君） 決算書のほうの29ページ、地区別配水量等の状況と料金という表がございます。

こちらを見ますと、いわゆる無効水量率、配水はしていますけれども、水道管からの漏れ等で実際に収入がない分の数字になりますけれども、無効水量率が大体過去6年間で20%台後半、全体としてはですね、それぐらいの数字になっています。これはおそらく全国的に見

でも決して低い数字ではなくて、それなりに高い数字だということがあると思います。

中でも特徴的なのが末吉なんですけれども、平成29年から令和元年まではゼロから3%ということで、ほぼ全て有効水量になっていたのが令和2年、3年、4年で27、30、41と一気に無効水量が増加していきまして、これは明らかに大きな漏水があるのかなというふうに考えられますけれども、そのあたりはどの辺がそうなっているのかとか、そういうことを把握されていますでしょうか。

ほかにも、樫立は有効水量率のほうで80%台と非常に、ある意味成績のいい数字でして、中之郷が末吉に続いて有効水量率が低いというような形になっています。こちらのこの違いについては、どのような要因があるかというのはどうお考えでしょうか。要は、漏水の状況は多分、各地域でかなり差があるということがありますけれども、これは以前の、要は配水管の更新ですとか、そういったものの順番の影響でしょうか。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） この無効水量については地区別に載っておりますが、こちらは中央監視システムによって集計しております。ですが、地区別には集計はできるんですが、この漏水等についてはどこが漏水しているのかというのがまだ特定できていないところが多数ありますので、その部分を特定していかないことには、この無効水量というのは改善されていかないのかなと思っております。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） もちろん、それはやっていただきたいことが前提でお話ししているんですけれども、特に末吉に関しては一気に悪化して、ほぼ半分近くまで無効になっているというのは、かなり大きな変化だと思います。

これに関してはコストの問題もあるので、すぐにやれとは簡単には言えないことは分かっているんですけれども、そういった点も含めて、今後更新に関しては優先順位をどういうふうに考えていくかということを考える上で、やはりある程度の調査をきちんとしておかないと、あまり更新する必要がない、決して期間が長いからといって、本当にそこから漏水しているかどうかはまた別問題になるので、そういったものを事前に調査するような、そういう技術があるのかとか、なければ結局は年数で対応するしかないとは思っていますけれども。

ただ、特に、本当に末吉に関してはあまりにも大きな変化ですので、明らかに大きな何か破損が起きているというふうには考えられますので、そのあたりは調査していただくことは難しいでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 議員がおっしゃっている末吉の件なんですが、一応、末吉は特定して、大体2か所に2箇所だと言うとちょっと特定されちゃっている言い方になっちゃうんですけど、2つの範囲で漏水が起きていると。

1か所は管末のほうなので水圧が高くて、そこで漏水が起きるとどうしても漏水する量が多くなると。業者のほうとも漏水の対応については、作業とかも行ってはいるんですが、その作業が追いついていないというのが今現在の状況です。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） 状況は理解しました。

一方で、これだけ無効水量率が高いと給水量との差が大きくなって、これを仮に無効水量率を下げることによって、大幅な費用削減にはつながるでしょうか。

恐らく装置産業なので、それほど大きく下がるとは思っておりませんが、仮に無効水量率を下げることによって、それなりの効果が出る可能性はありますか。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 無効水量が下がることによって出る効果というのは、私が考えるには、要は無駄な水がなくなるというふうには考えております。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） 私が申し上げているのはそういうことではなくて、コスト面での話、お金の面の話をさせていただいています。つまり、そういった損益分岐点とかがどのような状況になったらどう動くのかというのを把握されていらっしゃるという意味でお伝えしています。

先ほど申し上げましたように、水道が非常に大きな装置産業なので、固定費の部分が大きいものですから、仮に無効水量が減ったとしても恐らくそれほど影響はない、最終的な損益に関しては、ただ、影響がないわけではないので、そういった数字をきちんと把握されていますかという意味で質問させていただいていますので、ちょっとお答えとは、こちらの趣旨とずれているお答えなんですけれども。

○議長（山本忠志君） ちょっとこの場では具体的な、望むような回答はちょっと時間がかかりそうですので、後で2人でやってみてもらえますか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第2、議案第55号 令和4年度八丈町水道事業会計利益の処分及び決算認定については原案どおり可決、認定いたしました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第3、議案第56号 令和4年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計利益の処分及び決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 書類番号5の2ページをお願いいたします。

議案第56号 令和4年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計利益の処分及び決算認定について。

令和5年9月1日。提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、利益の処分について、議会の議決を求めます。また、同法第30条第4項の規定により、令和4年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付します。

初めに、管理者から決算概要を申し上げます。

○議長（山本忠志君） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（佐々木真理君） それでは、バス会計の概要をご報告申し上げます。

決算資料の2ページをよろしくお願ひいたします。

バス会計につきましては、ここ数年コロナに振り回されてまいりましたけれども、ようやくコロナからの脱却ということで、乗り合い、貸切りともに増収となっております。

まず乗り合い、路線バスのほうでございますけれども利用者9万5,000人ということで、前年比で約1万5,000人ほど増えてございます。

利用者の増の要因といたしましては、路線ダイヤの見直しを行ったこと、また、BU・S・PAのほうも好調で、販売枚数が2,500枚ほど伸びていることが挙げられるところでございます。

また、学割の定期券、これを大幅に値下げいたしまして、これまでの半額程度といたしました。そのために、主に高校生の利用が増えてございまして、半額にしたということで収入面での期待はできませんけれども、町民の利用が拡大されたという点では、我々としてもよかったと思っているところでございます。

貸切りにつきましては1,185回ということで、前年より約600回ほど増えてございます。前年度の2倍以上という数字でございます。収入といたしましても、過去に例のない7,300万円というのを売上げとしてできました。

全国的にコロナが落ち着きまして、観光需要というのが回復しておりますけれども、そういった背景はあったとしても、島の観光のために運転手、バスガイド、企業課、運輸係、全員で対応した結果がこういった結果になったと思っております。

設備投資の部分でございますけれども、まず、貸切り用の中型バス、これを1台購入してございます。また、継続事業といたしましては、バス3台が格納できる車庫と運転手やガイドの休憩室。それとそれらを併設いたしました事務所というのを今、建設中でございます。今月中には完成すると思っております。

今年度につきましては、大型客船の寄港なども予定されてございます。我々といたしましても、一層の需要が見込まれるということで、できる限りの対応というのを今後もしてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上でございます。

詳細については課長のほうから説明いたします。

○議長（山本忠志君） 説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 一般旅客自動車運送事業会計決算書をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

令和4年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算報告書。

収益的収入の決算額は1億6,670万5,945円となっています。内訳といたしましては、第1項営業収益9,450万6,640円で、令和3年度と比較いたしまして、税抜きで3,700万円ほど増収となっています。こちらは新型コロナウイルス感染症の影響により、収益、利用者は大きく減少していましたが、大幅増加となり、特に貸切り事業はコロナ流行以前の収益を超え、大幅な増収となりました。第2項営業外収益につきましては7,147万9,933円で、主なものは一般会計補助金です。第3項特別利益71万9,372円、こちらは過年度の損益の修正によるものです。

次に、収益的支出の決算額ですが1億5,688万7,561円となりました。内訳といたしましては、第1項営業費用1億5,402万961円、こちらは職員の人件費、車両維持管理費、運行管理費、減価償却費が主なものとなっています。第2項営業外費用286万6,600円、こちらは消費税納付額になります。

次、2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出ですが、資本的収入につきましては、企業債の7,000万円となっております。資本的支出の決算額は2,782万6,835円となり、内訳は第1項建設改良費、バス事務所、車庫建設に伴う設計委託料と貸切りバス1両の更新を行いました。

令和5年度に繰り越される支出の財源に充当する額5,000万円を除いた資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額782万6,835円は、当年度分消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次、3ページをお願いいたします。

損益計算書につきましては、1、営業収益、3、営業外収益、5、特別利益を合計した収益は1億5,900万6,384円で、2、営業費用、4、営業外費用を合計した費用は1億5,170万2,455円となり、差引き730万3,929円の当年度純利益がありました。前年度繰越欠損金を加えると、当年度未処分利益剰余金は285万3,419円となっております。

次、4ページをお願いいたします。

下の表の剰余金処分計算書(案)ですが、4年度分未処分利益剰余金285万3,419円を減債積立金へ積立いたします。

引き続き営業活動を行い、安全・安心な輸送サービスを提供していきたいと思っております。

続いて、令和4年度一般旅客自動車運送事業会計資金不足比率をご報告いたします。令和

4年度についても資金不足はありませんでした。数値については、令和4年度八丈町資金不足比率審査意見についてご確認ください。

以上で終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたしますが、先ほど申し上げましたとおり、発言者は資料のページ数、科目等を述べた上で発言をお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。質問はございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） 決算書そのものとは直接は関係しないんですけども、今後の交通行政という意味で、先週の第1日目の会議の席でも3番議員が指摘していたように、公共交通会議をやっていかないのかということに関して、今のところ考えていないということでしたけれども、今回の決算でも明らかのように、毎年毎年バス事業、ずっと赤字を出しています。

これはある意味、サービスを維持しなければいけない中で、しょうがないことではありますけれども、いわゆる本当の町営の公共交通と、それからタクシー会社その他、最近だとデマンドタクシーの実証実験とかも始まっていますけれども、そういったものを今後、町としてどう考えていくのか。設備にかかるお金もそうですし、また、運転をされる方の手配をどうするか。

これはあくまでも仮の話ですけれども、1つのものにしてしまっただけで、いわゆるタクシーの運転をされる方もバスの運転をされる方も、免許の問題はあえて置いておきますけれども、そういう形でどうにか人を維持するとか、そういったことも含めて、やはりもう公共交通会議というのをつくってやっていかないとなかなか方向性が出せないですし、今までの中で、やれる範囲でしか変化が起きないということになるかと思えますけれども、そういったことに関して、前向きに対応いただくことは難しいでしょうか。

○議長（山本忠志君） この件は公営企業管理者のほうから。

○公営企業管理者（佐々木真理君） 公共交通会議につきましては、先日、一般会計のほうでお答えしたとおりだと思うんですけども、確かにこれから先、人口減少等が起こっていく中でどうしていかなければならないのかなというのは、我々としても考えているところです。

ただ、公営企業で何かしようというのは難しいところでございまして、我々、国交省さんからの認可を受けてやっていることでございますので、今、路線バスと貸切りバス、これをまずしっかりとやっていくというところで、路線バス、どれだけ利用者が増えていくのかと

いうところを先ほど私が言いましたとおり、学割を安くして高校生の利用を増やすとか、そういう何かできることを進めていきたいなどは思っています。

ただ、大きな話はこれからまだまだ検討しなければならないと。その中で我々、もし、ちゃんと許可とかを得て、できることがあれば協力はしていきたいと思っています。

協議会をつくるかどうかについては、また一般会計とも相談をしていきたいと思っています。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） もし可能であれば町長なり、副町長なりからどういうお考えかということだけ、もう一度ご発言いただければと思います。

○議長（山本忠志君） どうですか、町長。

○町長（山下奉也君） 協議会といいますか、そういう箇所ですけれども、そういう部分で先ほど管理者も申し上げているとおり、やはり住民の足という部分で、乗り合いのほうも多少利用者が増えているということで、そういう住民サービスの部分では、福祉もそういう観光も含めての公共のバスというのは、必要性を感じております。

また、福祉的にデマンドタクシー、そういう部分でも本当に全庁的に話し合っていないということが考えられますので、どのようにしていくかと。バスの赤字解消だけを考えれば、デマンドだけでもという部分もありますけれども、そういう部分で以前からいろんな検討がされました。民間に町がバスを移譲しようという考えもありましたけれども、なかなか民間も、経営的に黒字が考えられれば、やっていただける業者も出てくるかもしれませんが、現状ではタクシー会社も減っているという現状があります。減っているから、こういう公共でやる部分も必要性が出てくるのかなという部分もありますので、全体的に考えていくというのは非常に大事なことだと思いますので、どういう形にするかですけれども、これはデマンド、また乗り合いのようなタクシー、そういう部分も含めて考えていかないとかなど、将来に向けてですね。それは思っておりますので、どういう形になるかですけれども、これは取り組まないとなかなか先に進まないと思いますので、ぜひ具体的な部分で取り組んでいきたいなという考えを持っております。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 今の町長のご発言を聞くと、管理者の意見とちょっとニュアンスが違って、前向きな感じに受け取れました。

そして、そのバス事業でダイヤの見直しをして、高校生の学割を値下げ、半額ぐらいにして町民の利用が増えたということで、非常に前向きに頑張ってくださったなと思います。それは評価したいと思います。

先ほどの1番議員の言った公共交通会議ですけれども、やはり今分からない状態で、もう少し数字が見えてからという話もありましたけれども、その前に皆さんで情報を共有することが大事なのかなと思うので、これは要望ですけれども、前向きに動いていただいたらありがたいです。要望です。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第3、議案第56号 令和4年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計利益の処分及び決算認定については原案どおり可決、認定いたしました。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第4、認定第1号 令和4年度八丈町病院事業会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） それでは、認定第1号 令和4年度八丈町病院事業会計決算認

定について。

令和5年9月1日。提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度八丈町病院事業会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

まず初めに、概要を管理者よりお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明、公営企業管理者。

○公営企業管理者（佐々木真理君） それでは、決算審査資料の3ページをご覧ください。

病院会計の概要をご報告いたします。

病院会計におきましては、医療スタッフの安定確保が毎年度課題となっているところでございますけれども、その点は本当に変わってございません。それに加えまして、直近では事務職員の退職、また、調理員の不足ということで、新たな課題というものが顕在化しているというのが実情でございます。募集しても本当に応募がないということで、我々病院といたしましても大変苦勞をしているところでございます。

経営面に移りまして、入院患者数でございますけれども約1万人ということで、前年比で1,000人ほど増えてございます。外来患者のほうですけれども4万4,000人ということで、前年比2,000人ほどの減となっております。

収益といたしましては、入院、外来を合わせまして、前年比で約4,400万円の増となっております。これに検診等のその他の医業収益というマイナスの部分がございますので、これを加えましても、医業収益全体では約3,000万円の増となっております。

要因でございますけれども、入院につきましては、我々病院といたしましても病床利用率60%というのを目指してございまして、地域包括ケア病床の有効活用などで、令和4年度の実績は53%、前年比で6.4%となったことが要因の一つかなと思っております。とはいっても経営全体といたしましては、依然として大変厳しい状況が続いております。

表の真ん中辺りに医業損益というところがあると思いますが、見ていただくとお分かりのとおり、離島という特殊事情もございまして、どうしても費用がかさんでしまうという点がございますが、毎年6億円以上の医業損益が出てございます。大ざっぱに言うと7億円の収入を得るのに14億円の経費をかけているというのが現状でございます。

そういった中で、令和3年度からスタートしております院長等を含めました経営会議におきましては、最終的に補助金等含めて純利益が幾ら出たということよりも、この医業損益を

どう少しでも減らしていくかというところに着目をして、検討しております。

そのためには、先ほど申しましたけれども病床利用率を上げること、患者さん一人当たりの診療単価を上げていくこと、それプラス、やっぱり一番大事なのは経費を削減していくことなどを病院で共有いたしまして、できることから取り組んでいくという考えで進めております。例えばですけれども、各臨時診療につきましても費用分析などを行いまして、改善できる点というのを検討してまいりました。

患者さんがいることですので、やめるという選択肢は今のところ持ってございませんけれども、例えば土曜診療であったものを平日診療に変えるとか、診療日数3日であったところを2日にするとか、そういった小さな積み重ねを行ってございまして、実際この令和5年度からは実施することができてございます。こういった小さな積み重ね、これが最終的な経営改善につながっていくと考えてございます。

病院につきましては、医療水準と経営のバランス、これをどう取っていくのか。大変難しい課題ではございますけれども、我々病院といたしましても経営会議を中心といたしまして、今後も引き続き検討し、また実施し、経営改善に取り組んでまいりたいと考えてございます。

設備投資の部分では、大きなものといたしましてはデジタルエクス線装置5,000万円というのを更新してございます。

最後になりますけれども、多分、開設時以来変えていないと思われまます病院の理念と基本方針というのを今回改定させていただきました。この理念と基本方針というのは、病院の目指す姿とそれに向けた行動指針となるものがございます。全病院の職員から意見等を募りまして、それを反映させた形で時代に即したものとして作り変えてございます。ぜひ皆様にもご覧いただければと思っております。

私からは以上になります。

詳細につきましては事務長から説明させます。

○議長（山本忠志君） 説明、病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） それでは、令和4年度八丈町病院事業会計決算書をご覧ください。

1ページをお願いいたします。

令和4年度八丈町病院事業決算報告書。

収益的収入及び支出、収入に関してですが、病院事業収益として14億1,230万157円となりました。第1項医業収益に関しましては7億5,301万8,702円となっております。主に入院

患者数、入院収益増となっております、それが要因となっております。第2項医業外収益6億5,750万8,895円となっております。第2項医業外収益に関しましては、都補助金と前年同様、東京都新型コロナ外来診療体制確保金1億1,015万円などがあったことにより高額で推移となっております。

続きまして、支出に関してです。第1款病院事業費用、決算額14億5,912万3,461円。第1項医業費用としましては、維持システム保守料の増加や長寿命化計画などで委託料1,761万3,000円の増、電気代の増加により光熱水費が1,004万円増と経費が増えてございます。第3項特別損失は決算額ゼロ、第4項予備費はゼロとなっております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出に関しまして、総額で1億9,319万円となっております。前年度比較しまして、高額医療機器の購入がなかったため企業債が1億1,126万9,000円の減となっております。

支出に関して、資本的支出ですが2億6,661万4,254円。第1項建設改良費では7,171万4,204円、1億5,529万7,000円の減となって、前年度は高額機器として電子カルテ等のシステム1億5,000万等の購入がありましたが、今回はエックス線透視システム5,060万円だけだったため減少となっております。第2項企業債償還金に関しましては1億9,490万50円、1,221万円の増であります。資本的支出の総額は1億4,307万9,000円減となっております。

続きまして、21ページをお願いいたします。

これに関しましては前年度、当年度、入院と外来及び外来の臨時診療について記載してございます。入院に関しましては前年度比ですが1,217名増、1日平均患者数は3.4人増、科別収益としては4万4,340円の増、1人当たりの収益としましては749円の増となっております。

隣になります。

②入院ですが、前年度と比較しまして当年度53%、前年比6.4%の増、平均在院日数も2日増、入院収益のうち食事収益が2,901円の増となっております。

3番、外来ですが一般診療となります。Aのほうですが、当年度と前年度を比較しまして、患者数はマイナス966名、1日平均患者数は3.7名の減、科別収益としましては5,326円の増、1人当たりの収益としては496となっております。患者数は減ってはございますが、収益は増となっております。

4番の外来、臨時診療に関してです。小計のほうになります。前年度、当年度を比較しま

して患者数は793名の減、診療日数は26日増、科別収益は615円の増、1人当たりの収益も675円の増となっております。

先ほど管理者からご説明いただきました経営会議のほうで、この診療科、臨時診療についても詳細に検討しまして、本年度より、先ほど申しました土曜診療の廃止、平日に持つてくるという形と、あと耳鼻科のほうで3日間だったのを2日、月2回として減にしております。

続きまして、報告をいたします。

不納欠損ですが、対象者2名、平成30年度入院及び外来収益4万2,970円を行方不明及び親族がいないことから民法170条第1項により時効消滅の到来並びに八丈町債権管理条例第14条に基づき不納欠損いたしました。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたしますが、入る前に申し上げます。発言者は、資料のページ数、科目等を述べて質問してください。

それでは、質疑をお受けいたします。質問はございませんか。

1番。

○1番（真田幸久君） 決算書の18ページ、概況のところの（2）経営指標に関する事項の中で1段落目の最後のほうに、さらなる入院患者の増加により、病床利用率の増加及び収益増加を図る必要がありますと、これはいわゆる計算の関係上はそのとおりだと思うんですけども、入院患者の増加によりという場合に、決して無理やり入院患者を増やすとは思えないんですけども、こういった形で入院患者の増加を図ろうとしているのかというのを前提にこれをお書きになっているのであれば、その内容についてご説明をいただければと思います。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 経営会議の面でも一番どこをというところで、入院患者数を先ほど管理者が60%を目指すということで言ってございます。それで、昨年度53%ですので、経常損失を減少させるためには、まずは入院患者数の増ではないかということ。

ただ、中身としましては急性期の、先ほど包括病床が3月31日をもって施設基準として廃止してございます。8床ありまして、それは一般病床として4月より実施してございます。まず、その包括病床の基準に合わなかった点ですが、救急医療と在宅医療を提供する経過措置というのが3月31日をもって廃止されてございます。届出継続する場合には、二次救急医

療機関、これはクリアしているんですが、訪問介護、在宅医療も行っていることということになってございまして、それはうちではなかなか自費の問題もありまして、訪問介護ステーション、あとは在宅医療、在宅医療に関しましてはクリニックさんがありますので、そちらのほうでやってございます。

というところで、今、現状は経営改善も図っているんですが、訪問介護ステーションの設置を目指してはいるんですが、なかなか先ほど管理者から言われたとおり、人員が常に不足している状況でございます。3月31日時点でも53名、職員合わせてで、7名不足という感じにはなっているんですが、そういうところで、どう包括病床を復活させるかというところで動いてはいるんですが、なかなかちょっと厳しいという現状ではあります。ただ、その辺に向けて医師、看護師は動いている状況ではございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） その点ご努力いただいていることを感謝いたします。

やはり、私もその包括のところ、かなり大きな影響が出ているんだろうなと思ってますし、この件に関しては町立病院の努力の範囲をある意味超えている話で、制度面の悪いところが出ているというふうに私も認識しておりますけれども、そういった問題点を逆にどんどん教えていただいて、例えば議員側から陳情のときにそういった点を強く訴えろとか、そういった事にもつながっていくかと思っておりますので、ぜひとも今後も、そういった病院だけの対応では難しい点に関しては、より積極的に開示いただければと思います。これは要望です。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

8番。

○8番（岩崎由美君） ページ数、特にないんですけれども、令和4年度のコロナ、皆さんいろいろ心配していたと思うんですが、落ち着いてよかったなと思います。最初は、重症化の患者さんがいて段々減ってきたかなとは思いますが、その傾向というか状況について、人数というのは公表しなくなってから難しいと思うんですけれども、大体の傾向について教えていただけたらと思います。例えば、救急搬送が最初はあったかとか、そういうことも含め。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） コロナに関しましては、確かに、八丈町においては医師のご努力いただきまして、行政搬送というのは数件程度でした。全て病院のほうで、マックス12名

を受け入れた経緯があります。

それに関しまして、それは中等症だったということで、重症化しなかったということが要因になると思われまます。うちの病院でも薬、点滴等、コロナの薬剤も入ってきましたのでそれで対応して、一応高齢者がほとんどという感じになってございました。

今、現状ですが、八丈のほうが結構増えておりまして、都内では10.5、6人ぐらいなんですけれども、島嶼部は40.0という形で、それは数字の計算のあれによるんですが、かなり島嶼部は増えている、ほかの二十三区に比べて多い状況にあります。

現状としましては、今まさに9波ではないんですが、9波にかかりつつあるのかなということで、先々週の東京のモニタリングに関しまして、入院患者数が200名程度増えているという状況もありまして、東京のほうも確かに増えてきている状況ではあります。

比較なんですけど、昨年の8月19日は沖縄が最初数字が飛び抜けて上がってしまっていて、その後が続いて、東京都内も二、三日後に上がったという経緯。本年度に関してはちょっと緩やかな状況で、突出して感染状況が増えているということではないんですけれども、徐々に上がっているという状況にあります。

以上です。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 一応、徐々に増えているけれども、重症化の方はいないということでもよろしいのかということと、都内ではそうでもないけれども、島嶼部では割合的に増えているということへの分析はされていますか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 重症化の方は今のところございません。やはり、産業医の先生も衛生委員会で来ていただき、東京都内の状況とか聞くと、やっぱりワクチン接種したほうが軽症に高齢者もなるということで、残念ながら亡くなる方は1回も打っていない状況だったという話は伺ってございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 先ほど管理者の話と、あと事務長から出ましたけれども、土曜日の診療をオープンするということですか。詳しく教えていただきたいんですけれども。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 土曜診療に関して詳しく、神経内科、整形外科、あとは甲状腺、3科が今まで土曜診療、第3ぐらいにやってございました。

それで、一応先生方をお願いしまして、昨年度、平日に。要はなぜかという、やっぱり委託料、経費。医療事務の方の働き方もありますし、委託料の面も減額できるというところで経営会議で諮りまして、一応4月から甲状腺と整形外科は平日のほうに戻していただいて、あと神経内科のほうは一応7月までで終わり、8月からは平日のほうに移っております。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 私もちょうど聞いていなかったんですけども、土曜日に臨時していたのが平日に戻って、土曜日は全くやらないということになるんですか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） そのとおりです。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 入院率を上げるというお話で、いろいろ努力は考えていらっしゃると思うんですけども、ただでさえ看護師が少ないのに入院数を増やすということは、なかなか大変なのかなと思うんです。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） おっしゃるとおり、そのとおりです。看護師は少ない中で今、手一杯やっている状況であります。増えれば増えるほど病棟の看護師は忙しくなりますし、あと、食事の面、調理員も減されているんですが、そこら辺もやっぱり普通の食事ではなくて刻み食とか流動的な、食事を作るにも普通の食事じゃなくて作業が入る食事があったり、高齢者が多いので。というところで、いろんなところで増えれば増えるほどということはおっしゃいます、確かに。

○議長（山本忠志君） いいですか。

（奥山議員「はい、いいです」の声あり）

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） 決算書の21ページ、業務量のところで、先ほど外来一般診療、それから外来臨時診療のお話がありましたけれども、この外来診療一般の中に、実際には当初、内科もしくは外科に来て、その後臨時診療に回っている人、本来はこの臨時診療科のほうに来たいけれども通常ないので、取りあえず外科に来ました、内科に来ましたという方が最初の入り口としてあったかと思えます。

この数字の取り方は、私はこれは1回ごとに人数を数えているというふうに認識しているんですけども、それが間違いないとしたら、この内科、外科の中で、もしくはほかの一般診療の科の中で、どれだけがほかの臨時診療のほうに回っている人なのかという内訳も数字として、データとして把握して記録されているのかどうか。把握されているとしたら、それを基に、どの科が実際には臨時診療の部分で大きい比率を占めていて、そこに関してはもっと手当をしなきゃいけないとか、そういう議論につながると思うんですけども、まずはデータの蓄積があるかどうか、なければ今後きちんとデータを蓄積していただきたいという点で、質問と要望です。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 以前の電子カルテだとカウントがちょっとできなかった。今のシステムになりまして、ちゃんと採血だけでもカウントできるようになってございます。

先ほど言いました初診で違う科、大体これは予約制になってございますので、その日のうちに臨時診療にかかるということは、緊急以外はそんなにはないと思いますので、この数字は正しい数字で、延べ人数になっていきますので、一番ここで見ていただきたい数字としては、やはり糖尿病が突出して、精神科とかこの辺と、あとは眼科というところになります。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） 私の質問の仕方がよくなかったかもしれないですけども、最初に恐らく臨時診療科がないと、かといって診てもらわないと困るという人が内科、もしくは外科に当初来ている人もいるはずなので、そういった数字を把握していらっしゃるかどうかということです。把握しているのであれば、それを記録されていますかということで、つまりこの臨時診療の人数だけだと、実際のこの科に対するニーズが分からないと思います。

最初に例えば整形外科、例えば私、事故に遭いましたけれども外科で入っています。そうすると外科でカウントされますけれども、実際には整形外科ですというようなことが起き得るので、そういう数字を把握されていますか。把握していないんだったら、把握されたほうがよろしいんじゃないでしょうか。そうしないと、実態がよく見えないというふうに考えるんで申し上げているんです。今ちょっと質問の趣旨とはお答えが違っていましたので。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 確かに、そこまでの数字を取るのは多分厳しいかと思います。実際問題は、外科で整形外科というのがちょっとそこら辺が難しいかなと思います。整形だったら整形で再診も取れるんですけども、初診はまず外科にかかって整形の予約という感

じになりますので、その日に整形にかかるということはないと思うんですけども。

○議長（山本忠志君） その把握というのはできているかという……

○病院事務長（菅原宏幸君） 把握はちょっと厳しい、難しいと思われま。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） 当然その日にかかれぬことは重々承知しているのに、ニーズがどこにあるか。外科といっても本当に外科に対するニーズなのか、整形外科に対するニーズで来院したのかというのは、その外科にかかった段階で次の、そこで整形外科の予約を取るという時点で、それは外科の先生は把握できるはずですし、記録しようと思えば記録できないことではないと私は考えるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） どうですか、改善はできそうですか。

病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） なかなか確かに、かかって、そのカルテ記載の中で次はどこにかかりなさいという指示だけだと思んですけども、それを一人一人取るというのは、なかなか厳しいのかなど。それを取れるようなシステムになればいいんですけども、大体初診でかかって次、整形にかかりなさいというところで、次の整形の予約を取れるということなんですけれども、その外科の中で例えば皮膚科だとか、ほかの臨時診療のない科で、お薬を出してもらうということはあると思いますけれども、そこを全部把握するというのは、内科もそうですけれども、いろんな科で、そこら辺を引き出して取るというのはなかなか厳しいかなと思われま。

○議長（山本忠志君） ちょっと現状、厳しい感じがですね。

ほかございますか。

○1番（真田幸久君） 医業費用の中で、いわゆる常勤のお医者さんと、それから臨時診療でいらっしゃるお医者さんの分と一緒に数字として入っていると思んですけども、この割合、常任の方でどれぐらい、臨時診療でどれぐらいということで、臨時診療分でどれだけコストがかかっているかということ把握できればと思っています。

結局、先ほどの件ともつながってくるんですけども、実際どこの分野で一番お金がかかっていて、ニーズがあってというのを把握しておかないと、今後どうしていくかということも含めて、材料として乏しくなるのでお伺いしています。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） なかなかちょっと給与比、病院の2の資料の3ページにあるん

ですが、給与費として決算額6億6,408万6,000円かかっているんですが、大体常勤医がこの中で、6分の1が常勤4人の給料ぐらいかなどは思ってございます。あと、派遣の先生の報酬も入っているんですが、それに関しても大体、あとは職員の給与費とか看護師とか、うちの働いている職員の給与費になるんですけども、一番かかっている経費というのが経費の部分で交通費、臨時診療の先生方の交通費、それが一番かかっている点ではございます。

それに向けて、やっぱりオンライン診療というのは、今5Gをうちでやっているんですけども、それが一応将来的な理想ですけども、欠航した場合に先生が画面に出てオンライン診療していただけるとかです、どうにか経費がかからないよう、やはり交通費が臨時診療の場合、全部これがかかってきますけれども、往復の交通費がかかってくる面が一番経費ではかかっている現状ではございます。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。

結局その数字が仮に物すごい大きくても、金額的にはっきりした金額は今おっしゃいませんでしたけれども、その金額と先日の議会で申し上げた島外への診療の交通費とのバランスを考えたときに、もしも交通費のほうが安ければその先生を呼ぶことを減らして、その分島外に診察を受けに行く方の補助を増やしたほうが効率がいい可能性もあるので、そこはやはり比較できるようなデータがあったほうが、どうすべきだというような判断もしやすくなると思いますので、ぜひともそのあたりは、きちんと細かく数字をお示しいただければと思います。

○議長（山本忠志君） 要望ですか。

○1番（真田幸久君） 今は多分無理でしょうから、はい。

○議長（山本忠志君） 事務長、その辺は要望として受け止めていただきたいと思います。

ほかございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本忠志君) ご異議ないものと認め、日程第4、認定第1号 令和4年度八丈町病院事業会計決算認定については原案どおり認定いたします。

ここで休憩に入ります。

今、10時24分ですので、10時35分から再開いたします。

(発言する者あり)

○議長(山本忠志君) 40分。じゃ、要請がありましたので、5分延ばして10時40分から再開いたします。

休憩に入ります。

(午前10時24分)

○議長(山本忠志君) 休憩を解いて再開いたします。

(午前10時40分)

◎認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(山本忠志君) 続きまして、日程第5、認定第2号 令和4年度八丈町浄化槽設置管理事業会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本忠志君) ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、企業課長。

○企業課長(菊池 拓君) 認定第2号 令和4年度八丈町浄化槽設置管理事業会計決算認定について。

令和5年9月1日。提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度八丈町浄化槽設置管理事業会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

初めに、管理者から決算概要を申し上げます。

○議長（山本忠志君） 説明、公営企業管理者。

○公営企業管理者（佐々木真理君） それでは、決算審査資料の4ページをお願いいたします。

浄化槽会計の概要をご報告申し上げます。

浄化槽会計につきましては、以前値上げのお願いをしたときに申し上げましたとおり、収支における構造的不均衡が起きる会計であって、造れば造るほど赤字になっていくという会計でございまして、その状況というのは変わってございません。

令和4年度につきましては、一般会計の資金不足の基準外繰入れ、これが約2,480万円ということで、令和3年度に比べて150万円ほど増加してございます。

そういった中でございますけれども、まず機器の整備でございますけれども、令和4年度におきましては、新規で個人用、業務用合わせまして23基を整備いたしました。また、個人の方からの寄附が2基ございましたので、合計で25基が増加しているところでございます。これによりまして、町で管理している浄化槽というのは合計で365基になってございます。

これによりまして、島内全体で見た場合、個人設置も含めた浄化槽設置人口割合は約44%ということで、どうにかこうにか島の中の浄化槽の割合が半分近くになってきたというところでございます。

そういった中でございますけれども、懸案でございました浄化槽の使用料、こちらにつきましてはご承認をいただきましたので、10月から一定程度の値上げをさせていただきたいと思っております。人槽区分によりまして異なりますけれども、大半を占める5人槽の場合ですが、年間約3,700円の値上げとさせていただきたいと思っております。

また、新規で個人住宅に浄化槽を設置する場合の負担金でございますけれども、こちらも取るような方向でご承認を賜りましたので、10%の分担金を頂きたいと考えてございます。これにつきましては若干時期をずらしまして、来年令和6年4月からということで適用をさせていただきたいと思っておりますので、その点もよろしくをお願いいたします。

浄化槽会計につきましては大変厳しくなっております。経費が少しでも確保できるよう値上げ等で対応してまいりたいと考えてございますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

私からは以上です。

詳細につきましては課長から説明いたします。

○議長（山本忠志君） 説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 浄化槽設管理事業会計決算書をお願いいたします。

決算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度八丈町浄化槽設置管理事業会計決算報告書。

収益的収入の決算額は5,059万6,343円となっています。内訳といたしましては、第1項営業収益1,161万5,580円、第2項営業外収益3,898万763円で、主に一般会計補助金、長期前受金戻入になります。

次に、収益的支出の決算額ですが5,152万4,250円となりました。内訳といたしましては、第1項営業費用5,055万1,188円、こちらは職員の人件費、浄化槽維持管理費、減価償却費が主なものになります。第2項営業外費用97万3,062円、これは企業債の利息です。

次、2ページをお願いします。

資本的収入及び支出ですが、資本的収入については3,163万2,169円で、内訳といたしましては、第1項企業債1,020万円、第2項一般会計繰入金581万8,000円、第3項国庫支出金1,294万2,000円、第4項都支出金99万1,869円、第5項工事負担金168万300円となっております。

資本的支出の決算額は3,401万9,609円となり、内訳は第1項建設改良費、第2項企業債償還金になります。令和4年度末の起債残高は1億2,782万2,305円となっております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額238万7,440円は、当年度分消費税資本的収支調整額、引継現金で補填しております。

次、3ページをお願いいたします。

損益計算書につきましては、1、営業収益、3、営業外収益を合計した収益は4,789万2,442円で、2、営業費用、4、営業外費用を合計した費用は5,023万4,253円となり、差引き234万1,811円の当年度純損失が生じました。前年度繰越欠損金を加えると、当年度未処理欠損金は834万7,456円となっております。

次、4ページをお願いいたします。

下の表の欠損金処理計算書（案）ですが、令和4年度未処理欠損金834万7,456円を未処理のまま繰越しいたします。

続いて、令和4年度浄化槽設置管理事業会計資金不足比率をご報告いたします。

令和4年度については資金不足はありませんでした。数値については、令和4年度八丈町資金不足比率審査意見についてご確認ください。

以上で終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。発言者はページ数、科目等を必ず述べた上で発言をお願い

します。

質疑をお受けいたします。質問はございませんか。

6番。

○6番（金川孝幸君） 私の勉強不足なので教えていただきたいんですが、2ページ、一番下の説明のところに引継現金とあるんですけども、これはどのようなものなんでしょうか。

○議長（山本忠志君） これはどなたが回答しますか。管理者ですか。

（「保留で」の声あり）

○議長（山本忠志君） 保留。ちょっと待っていてもらえますか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） お諮りします。

今現在、正しく回答できる係長の方が不在ということですので、ちょっと保留にしておいていただいて、次の日程に入りたいと思いますが、ご了承ください。

ほか質疑がなければこの件について終結したいと思うんですけども、よろしいですか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第5、認定第2号 令和4年度八丈町浄化槽設置管理事業会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第6、報告第7号 令和4年度八丈町水道事業会計継続費精算報告についてを上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 書類番号6をお願いいたします。

報告第7号 令和4年度八丈町水道事業会計継続費精算報告について。

令和5年9月1日。提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

次のページをお願いします。

令和4年度八丈町水道事業会計継続費精算報告書。

こちらは、継続事業に係る事業年度が令和4年度で終了したため、継続費の精算について報告を行うものです。

事業名、中央監視装置改修事業。こちらの全体計画は令和3年度から4年度の2か年で、総額2億5,826万9,000円となります。

実績につきましては、支払い義務発生額は2か年で2億5,626万7,000円でしたので、年割額と支払い義務発生額の差は200万2,000円となりました。

次に、大川取水施設改良事業。全体計画は令和3年度から4年度の2か年で、総額1億756万9,000円となります。

実績につきましては、支払い義務発生額は2か年で1億357万6,000円でしたので、年割額と支払い義務発生額の差は399万3,000円となりました。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

以上で、日程第6、報告第7号 令和4年度八丈町水道事業会計継続費精算報告についてを終わります。

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第7、報告第8号 専決処分事項の報告について（和解）を上程いたします。

説明、建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 資料の7をお願いいたします。

報告第8号 専決処分事項の報告について。

令和5年9月1日。提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第180条第2項の規定に基づき、町営住宅群ヶ平第2団地の過電圧事故による被害における八丈町と相手方との和解の成立について、別紙のとおり報告します。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年8月14日。八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

群ヶ平第2団地過電圧事故による被害における和解の成立について。

八丈町は、群ヶ平第2団地過電圧事故による被害について、相手方と下記のとおり和解した。

記。

- 1、相手方、東京都八丈島八丈町、個人。
- 2、和解の期日、令和5年8月14日。
- 3、和解の内容。

(1) 八丈町は相手方に対し、令和5年7月25日午後1時頃に発生した事故により、相手方が所有する次の物件に対して与えた損害を認め、和解金として、金28万1,327円の支払い義務のあることを認める。

①エアコン1台。②電子レンジ1台。③家庭用冷蔵庫1台。④家庭用照明器具1台。

(2) 八丈町は相手方に対し、相手方の請求により、上記金額を相手方の指定する相手方名義の口座に一括で振り込む方法で支払う。

(3) 八丈町は相手方に対し、原状復旧が完了するまでの間、八丈町が所有する次の物件を無償で貸与する。

①扇風機1台。②家庭用冷蔵庫1台。③家庭用照明器具1台。

(4) 八丈町が第1項の金員を支払ったときは、相手方は八丈町に対するその余の請求を放棄する。

(5) 相手方及び八丈町は、本件和解に定めるほか、何ら債権債務の存在しないことを確認する。

説明は以上です。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問はございませんか。

7番。

○7番（沖山 昇君） 教えていただきたいんですが、過電圧事故の内容を教えていただきたいです。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 細かい原因がはっきりとは分からないんですけども、外についている引込盤にある分電盤、そちらのほうに通常1個当たり100ボルトの電圧がかかっているんですけども、その電圧が一時的に200ボルト加わってしまったということで、分電盤そのものの老朽化が恐らく一番考えられるんですけども、ヤモリかもしれないという話もありますしはっきりしたところは分からない、結果的にそういった事象が起きてしまったと。200ボルトが一時的に加わったことが原因で、エアコンとか電子レンジとかが故障してしまったという事故でございます。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

10番。

○10番（山下 巧君） 今の件ですけども、人為的にいじられたということはないですか。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 一応1時頃からすぐに電気会社のほうに連絡をしまして、100%とは言えないんですけども、この外についている分電盤の老朽化であろうということが判明しております。

人為的にということとは限りなくゼロに近いというか、外についているところは人が普段入れるようなところでもありませんので、よっぽどの悪意がない限りそういったことはないということで、八丈町としても、この分電盤の老朽化が原因であるということを認めました。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

○10番（山下 巧君） このお宅1軒だけがそうなったんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 1棟当たりというか、この第2団地の棟には4戸住宅があるんですけども、そのうちの2戸が今入居しています。結果的にこういった事故が起きたのは、そのうちの1戸ということです。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

（山下（巧）議員「ちょっと理解できませんけれども分かりました」
の声あり）

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） では、質疑を終結いたします。

以上で、日程第7、報告第8号 専決処分事項の報告について（和解）を終わります。

◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（山本忠志君） 続いて日程第8、報告第9号 専決処分事項の報告について（和解）を上程いたします。

説明、消防長。

○消防長（堀本敏彦君） 報告第9号 専決処分事項の報告について。

令和5年9月1日。提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第180条第2項の規定に基づき、末吉防火水槽No.17の充水操作による住宅水道蛇口破損における八丈町と相手方との和解の成立について、別紙のとおり報告します。

次のページをおめくりください。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年8月16日。八丈町長、山下奉也。

次のページをおめくりください。

末吉防火水槽No.17の充水操作による住宅水道蛇口破損における和解の成立について。

八丈町は末吉防火水槽No.17の充水操作による住宅水道蛇口破損について、相手方と下記のとおり和解した。

記。

1、相手方、東京都八丈島八丈町、個人。

2、和解期日、令和5年8月16日。

3、和解の内容。

（1）八丈町は相手方に対し、令和5年5月28日に発生した事故により相手方が所有する物件に対して与えた損害を認め、和解金として、金6万6,300円の支払い義務のあることを認める。

（2）八丈町は相手方に対し、相手の請求により、上記金額を相手方の指定する口座に一

括で振り込む方法で支払う。

(3) 八丈町は、防火水槽充水操作について、速やかに対策を検討する。

(4) 八丈町が第1項の金員を支払ったときは、相手方は八丈町に対するその余の請求を放棄する。

(5) 相手方及び八丈町は、本件和解に定めるほか、何ら債権債務の存在しないことを確認する。

以上でございます。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問はございますか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 質疑はないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

以上で、日程第8、報告第9号 専決処分事項の報告について（和解）を終わります。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第9、議案第57号 消防ポンプ自動車購入契約を上程いたします。

説明、財政係長。

○企画財政課財政係長（佐々木奏君） 書類番号8をお願いいたします。

議案第57号 消防ポンプ自動車購入契約。

上記議案を提出する。

令和5年9月1日。提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めます。

次のページをお願いいたします。

消防ポンプ自動車購入契約。

消防ポンプ自動車購入のため、下記のとおり購入契約を締結する。

記。

1、購入の目的、配備から18年経過し、老朽化が著しい大賀郷分団のポンプ車を更新することにより、消防団活動の迅速・円滑化等、災害活動の万全を図ることを目的とする。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、金2,582万3,700円。

4、契約の相手方、東京都八丈島八丈町三根352番地1、株式会社赤松自動車工場、代表取締役、赤松正吉。

5、支出科目については省略させていただきます。

納期につきましては、令和6年3月15日となっております。

内容につきましては、消防長よりご説明いたします。

○議長（山本忠志君） 説明、消防長。

○消防長（堀本敏彦君） 次のページをおめくりください。

添付の図面は、一般的なCD-I型ポンプ自動車の図面になります。車両自体は3トンベースの消防車専用車種になります。

先週、受注者側と具体的な製作車両について協議が済んでおりまして、計器や装備の配置など、一部実災害に支障のない範囲で、消防団のポンプ操法に特化した仕様となる予定でございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第9、議案第57号 消防ポンプ自動車購入契約は原案どおり可決いたしました。

◎承認第14号及び承認第15号の上程、承認

○議長（山本忠志君） 続いて、議員派遣についてお諮りいたします。

日程第10、承認第14号、日程第11、承認第15号の議員の派遣承認については一括して議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、一括して議題といたします。

お手元に配付しております議員の派遣承認については、会議規則第126条の規定により議決を求めるものであります。

これより休憩いたします。

（午前11時11分）

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前11時12分）

○議長（山本忠志君） 日程第10、承認第14号、第72回全国漁港漁場大会については、8番、岩崎由美君。

日程第11、承認第15号、第34回東京都道路整備事業推進大会については、11番、浅沼憲春君を派遣することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり承認いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第12、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものとしたと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第12、議会運営委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（山本忠志君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議案は全て終了いたしました。

よって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、令和5年第三回八丈町議会定例会を閉会いたします。

（午前11時13分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年9月4日

議 長 山 本 忠 志

署 名 議 員 奥 山 幸 子

署 名 議 員 浅 沼 清 孝